

新型コロナウイルス感染症患者発生時における任意による PCR 検査事業

検査対象者（次の要件を全て満たす者）

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者が発生した市内の事業所、学校、保育施設、高齢者施設その他の施設（以下「施設」という。）の社員、職員、児童、生徒、入所者等（以下「社員等」という。）であって、保健所が実施する行政検査の対象とならない者
- (2) 無症状（発熱、咳嗽、息苦しさ、味覚異常、嗅覚異常、その他嘔気・腹痛・下痢などの症状がないことをいう。）の者
- (3) PCR検査を希望する者
- (4) 検体となる唾液を自分でためて容器へ入れることができる者

検査内容 唾液による PCR 検査

個人負担金 2,000 円／人

申請から検査までの流れ

- ① 新型コロナウイルス感染症患者が発生した施設の代表者は、検査を希望する場合、まず、総合政策課新型コロナウイルス対策室（ 21-5154 ）にTEL
（この際に改めて検査の内容についてご説明いたします。）
- ② 代表者は、検査を希望する社員等の取りまとめをした上で、検査事業申込書（様式第1号）を市に提出する。
- ③ 市は、申請書を受理後、検査キットの手配等、検査を実施する機関と調整を図る。
- ④ 代表者は、市から検査の概要の説明並びに検査機関の梱包責任者動画の閲覧及び確認テストを受け、受講完了IDを市に報告する。
- ⑤ 代表者は、検査キットを受け取った後、検査を希望する社員等に、検査方法等の説明をした上で検査キットを配布する。
- ⑥ 受検者は、検査機関が指定する指定日に唾液を採取する。
- ⑦ 代表者は、受検者の検査IDを確認し、検体を取りまとめた上で、検査機関に提出する。
- ⑧ 代表者は、検査機関に検体を提出後、速やかに、市に同意書（名簿）を提出する。
- ⑨ 代表者は、受検者から負担金を徴収し、とりまとめた上で市に納入する。
- ⑩ 市は、検査の結果が検査機関から通知された場合は、速やかに、代表者に知らせる。
※陽性及び擬陽性と判定がされた者がいた場合は、代表者を通じて、自宅待機等の感染拡大防止措置を取るよう依頼するとともに、県西健康福祉センターに報告する。

※その他の注意事項等

- 陽性及び擬陽性判定が出た場合、県西健康福祉センターの指示により行政検査を受検する可能性があります。
- 検査は、一施設一事案につき1回限りとなります。

日光市役所総合政策課コロナウイルス対策室 ☎0288(21)5154